

令和4年度【水産林務部】 総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（1/2）

1 「評価基準」の変更

① 技術職員の育成・確保（担い手の育成・確保）

○評価基準の追加変更について

建設業界における技術職員の減少が顕著であることから、技術職員の減少数区分（減少数3人）を設け評価基準を緩和し、併せて減少率による基準を追加する。

技術評価項目		評価基準		評価点	
担い手の育成・確保	技術職員の育成・確保	評価値の大きいもの	①若手技術者の育成・確保（※1）	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、 又は、 新規技術者(35歳未満)が1%以上	0.50
			②技術職員総数の確保（※2）	技術職員の総数が同数以上	0.50
				技術職員の総数の減少数が1～2人、 又は、 減少率が4%以下（※3）	0.25
				技術職員の総数の減少数が3人、 又は、 減少率が6%以下（※3）	0.10
		上記該当なし			0.00

（※1） 公告日の直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による

（※2） 公告日の直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較

（※3） 減少数＝(直近の前の技術職員の総数)－(直近の技術職員の総数)

減少率＝(減少数)／(直近の前の技術職員の総数)×100%（小数点以下は切捨）

② 工事施行成績（企業の施工能力）

○93点以上の区分の増設について【地域選択項目】

水産林務部においては、93点を超える業者は少数なことから、改正ガイドラインは適用としない。

③ ICT活用の取り組み（担い手の育成・確保）

○評価基準の新設について【地域選択項目】

水産林務部においては、ICTを活用したモデル工事を実施していないことから、改正ガイドラインは適用としない。

④ 簡易な施工計画審査タイプにおける《技術力重視型》の試行

○地域建設業経営環境評価を除く技術力重視型の試行について

水産林務部においては、地域建設業経営環境評価を評価基準としていなく、近年、施工計画審査タイプの実績もないため、改正ガイドラインは適用としない。

令和4年度【水産林務部】 総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（2/2）

2 特例措置の変更

（特例措置のため、ガイドラインの変更ではなく、別途通知による取扱い）

① 主任（監理）技術者の継続教育（CPDS）（配置予定技術者）

○評価単位の取得特例措置について

令和4年度についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、継続教育に係る講習会等の受講機会が減少していることから、総合評価落札方式で評価対象となる基準を緩和する。

団体名	評価単位				
	1年間 <small>(R3.4.1~R4.3.31)</small>	2年間 <small>(R2.4.1~R4.3.31)</small>	3年間 <small>(H31.4.1~R4.3.31)</small>	4年間 <small>(H30.4.1~R4.3.31)</small>	5年間 <small>(H29.4.1~R4.3.31)</small>
(一社)全国土木施工 管理技士会連合会	20 ユニット以上 ↓ 10 ユニット以上	40 ユニット以上 ↓ 20 ユニット以上	60 ユニット以上 ↓ 30 ユニット以上	80 ユニット以上 ↓ 50 ユニット以上	100 ユニット以上 ↓ 70 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上 ↓ 25 単位以上	—	—	—	—
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上 ↓ 25 CPD時間以上	—	150 CPD時間以上 ↓ 75 CPD時間以上	—	—
(一社)森林・自然環 境技術者教育会	50 CPD時間以上 ↓ 25 CPD時間以上	—	—	—	100CPD時間以上 ↓ 70 CPD時間以上

各団体が取得を推奨している1年間（平均）の単位を、

- コロナウイルスの感染防止対応が必要な令和元年度～令和3年度は、特例として半分の単位の取得で可能。
- 平成31年度以前は、通常の単位の取得。
- 表記以外の団体についても同様の扱い。

② 技術者の追加配置（担い手育成・確保）

○技術者の追加配置の特例措置解除について

平成28年災害による技術者の不足が懸念されたことから、平成28年9月9日付け水林総第993号により評価の対象外としてきたが、災害事業が完了したことから解除し評価項目とする。